

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第31号

答申番号：令和3年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、処分庁に費用負担を求める部分（後記第2の1(2)）は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 処分庁は、請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）の意見を採用していないから、原処分の判断には医学上の根拠がなく、また、診療実績及び医療能力に照らしても請求人が通院を希望する病院（以下「本件病院」という。）の代替はないこと。

(2) 本件審査請求に係る費用の実費全額を処分庁が負担すべきであること。

2 処分庁の主張の要旨

本件主治医から、請求人が他の医療機関へ転院が可能であることを確認し、処分庁の嘱託医（以下「本件嘱託医」という。）との協議においても、比較的近距离の医療機関でも病状的に対応可能であるとの意見を得ている。よって、原処分に何ら違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は本件病院に通院する医療上の理由があることなどを主張するが、本件主治医は、通院患者の通院状況等に係る回答書において、処方継続が可能な医療機関であれば、本件病院以外の医療機関でも治療が可能である旨の見解を示していること、本件嘱託医は、心臓の疾病（以下「本件疾病」という。）は比較的近距离の医療機関でも病状的に対応可能であるとの見解を示していること等を踏まえると、原処分の判断に不合理な点は認められない。また、請求人は、本件審査請求に係る費用の実費全額を処分庁が負担すべきである旨を主張するが、行政不服審査法の規定による審査請求は、不作為に対する審査請求を別とすれば、行政庁の処分の違法又は不当を理由として、その取消し又は変更を求める制度であるところ、請求人の主張は、審査請求の対象となるものではないことから不適法である。

3 以上のとおり、本件審査請求のうち、処分庁に費用負担を求める部分については、不適法であるから却下されるべきであり、その余の部分については、処分庁は原処分を適法かつ正当に行っており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年1月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費の支給の範囲は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされている。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。また、被保護者からその申請があった場合は、当該申請に係る給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行うこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は、本件疾病の治療のため本件病院への通院移送費の支給に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁は、請求人の自宅から比較的近距离に所在する医療機関においても本件疾病の治療を継続することが可能と判断し、原処分を行ったことが認められる。この点、移送費の支給の範囲は、前述のとおり、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされているのであるから、本件申請が移送費の給付要件に該当しないとした処分庁の判断に特に不合理な点はない。また、請求人は、原処分の判断には医学上の根拠がなく、診療実績及び医療能力に照らしても本件病院の代替はない旨を主張するが、本件主治医及び本件嘱託医からは、本件病院以外の医療機関においても本件疾病の治療が可能である旨の見解が示されているから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人の本件審査請求に係る費用の実費全額を処分庁が負担すべき旨の主張は、行政不服審査法の規定に照らし、審査請求の対象となるものではないことから不適法である。

以上のとおり、本件審査請求のうち処分庁に費用負担を求める請求については、不適法である。また、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。よって、本件審査請求のうち処分庁に費用負担を求める請求を却下し、その余の請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子